

令和4年3月24日

令和4年度 学校法人八洲学園監事監査計画書

監事 加藤 卓

監事 岡 正俊

学校法人八洲学園監事監査規定に基づき、令和4年度の学校法人八洲学園監事監査計画を次のとおり定める。

1.基本方針

学園が掲げる理念・目標を達成する観点から業務について適切かつ効率的な運営に資するために会計監査人と連携して監事監査を行う。

2.実施期間

(1) 業務監査

令和4年度を通して期中監査を行うほか、令和3年度終了後の令和4年5月までに期末監査を行う。

(2) 会計監査

会計監査人による会計監査を踏まえ、令和4年度を通して期中監査を行うほか、令和3年度終了後の令和4年5月までに期末監査を行う。

3.監査の方法

(1) 業務監査

- ① 期中監査は、理事会、評議員会等の主要な会議に出席するとともに、必要に応じて書面監査及び担当責任者等から概状聴取等により行う。
- ② 理事長、学長との随時のミーティングや電子メール等により日常業務の進捗確認を通しての意見交換を行う。
- ③ 期末監査は、令和4年度の業務全般に関し、理事長、学長等から概状聴取を行うとともに、必要に応じて書面監査及び担当責任者等から個別事情聴取等により行う。
- ④ 各校の担当責任者を通じて、授業の視察及び試験・レポート等についての監査を行う。

(2) 会計監査

- ① 会計監査は、主として会計監査人の監査結果の相当性を判断することによって行う。
- ② 会計監査人及び担当事務局と定期的なミーティングや電子メール等により、会計監査について意見交換を行う。

以上